

「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び
経過措置に関する政令」について（概要）

令和 4 年 3 月
総務省自治行政局公務員課

地方公務員の定年引上げに合わせて、従前の再任用の制度を廃止し、新たに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずる地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令において、再任用職員に関する規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を追加するなどの規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

1. 概要

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正

普通地方公共団体の委員会等が定年前再任用短時間勤務職員の任用等の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとするほか、所要の改正を行う。

（2）教育公務員特例法施行令（昭和 24 年政令第 6 号）の一部改正

大学院修学休業をすることができない者について、定年前再任用短時間勤務職員の一部を規定に加えるほか、所要の改正を行う。

（3）その他所要の改正

以下の政令について、改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行い、又は再任用職員に関する規定を削除するとともに、暫定再任用職員等に係る経過措置を定める。

- ・ 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
- ・ 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 202 号）
- ・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 215 号）
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）
- ・ 職員の兼業の許可に関する政令（昭和 41 年政令第 15 号）
- ・ 地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）
- ・ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成 16 年政令第 157 号）
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）

2. 施行日

令和 5 年 4 月 1 日（改正法の施行日と同日）